

栃木県規則第七十一号

とちぎ食の安全・安心推進会議規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

栃木県知事 福田 富一

とちぎ食の安全・安心推進会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例(平成十八年栃木県条例第三十九号)第二十条第三項の規定に基づき、とちぎ食の安全・安心推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 消費者
- 二 事業者

三 学識経験を有する者

四 前三号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(生活衛生課)